

令和6年度

教育委員会定例会
(4月)

令和6年4月11日(木)

鹿屋市教育委員会

会 議 日 程

日 時 令和6年4月11日（木） 午後3時
場 所 教育長室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議 事

- (1) 議案第1号 人事異動（鹿屋市職員）について (P 2)
- (2) 議案第2号 人事異動（市費学校職員）について (P 7)
- (3) 議案第3号 鹿屋市立高等学校学則の一部改正について (P 10)

5 報 告

- (1) 教育長の任命について (P 16)
- (2) 令和6年3月鹿屋市議会定例会の一般質問について (P 17)
- (3) 鹿屋市立鹿屋中学校と Longmen 中学校との協定式について (P 29)
- (4) 鹿屋看護専門学校の看護師国家試験結果について (P 30)
- (5) 社会教育委員の会議の答申について (P 31)
- (6) 公民館運営審議会の答申について (P 32)
- (7) 大隅の古墳をめぐりバスツアー（入門編）について (P 33)

6 動議の討論等

7 その他

8 閉 会

議案第 1 号

人事異動（鹿屋市職員）について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第 2 号）第 23 条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第 2 項の規定により報告し承認を求める。

令和 6 年 4 月 11 日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

令和 6 年 3 月 31 日付け及び令和 6 年 4 月 1 日付けで、職員の人事異動を教育長の臨時代理によって行っただけ、報告し承認を求める。

【省略】

議案第 2 号

人事異動（市費学校職員）について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第 2 号)第 23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第 2 項の規定により報告し承認を求める。

令和 6 年 4 月 11 日 提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和 6 年 3 月 31 日 付け及び令和 6 年 4 月 1 日 付けで、市費学校職員の人事異動を教育長の臨時代理によって行っしたので、報告し承認を求める。

【省略】

議案第 3 号

鹿屋市立高等学校学則の一部を改正する規則について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成 18 年鹿屋市教育委員会規則第 2 号)第 23 条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第 2 項の規定により報告し承認を求める。

令和 6 年 4 月 11 日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和 6 年 3 月 14 日付けで、鹿屋市立高等学校学則の一部改正について教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。

鹿屋市立高等学校学則の一部を改正する規則

鹿屋市立高等学校学則（平成 18 年鹿屋市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中「及び保証人」を削り、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「又は保証人」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「、保護者又は保証人」を「又は保護者」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 22 条第 1 項及び第 23 条第 1 項中「及び保証人」を削る。

別記第 2 号様式を次のように改める。

誓 約 書

このたび貴校へ入学を許可されました上は、校則及び諸規則をよく守り生徒としての本分に反しないことを誓います。

生徒氏名

上記の者の在学中は、校則及び諸規則を守らせ、本人の身上に関する一切の責任を引き受けます。また、在学中（入学から3年間）に生じた授業料（鹿屋市立高等学校授業料等徴収条例第1条及び第2条により本人が負担する授業料）の納付について、本人と連帯して保証することを誓います。

年 月 日

生徒氏名

保護者氏名

鹿屋市立鹿屋女子高等学校長 様

生 徒	ふりがな 氏 名		年 月 日生
	現 住 所		
保 護 者	ふりがな 氏 名		年 月 日生
	現 住 所		
	生徒との 関 係		

注1 この書類の記入に当たっては、生徒及び保護者に係る記入項目について、生徒及び保護者がそれぞれ自署すること。

2 保護者は、鹿屋市立高等学校学則第19条第2項の各号に該当する者とする。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。

(改正理由)

令和6年3月12日付で、鹿児島県立高等学校学則の一部改正が行われたことに伴い、
鹿屋市立高等学校学則の一部を改正するもの

(施行日)

令和6年4月1日

鹿屋市立高等学校学則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○鹿屋市立高等学校学則 平成 18 年 1 月 1 日教育委員会規則第 15 号 (誓約書) 第 19 条 入学を許可された者は、入学後 10 日以内に保護者連署の上、誓約書（別記第 2 号様式）を校長に提出しなければならない。 2 保護者は、次の資格を有するものでなければならない。ただし、校長において不適当と認めるときは、これを変更させることができる。 (1) 本人の父母、兄弟、後見人又は縁故者 (2) 成年者で独立の生計を営むもの <u>3</u> 保護者を変更したときは、第 1 項に準じて誓約書を提出しなければならない。 <u>4</u> 生徒<u>又は保護者</u>の住所氏名等に変動があったときは、保護者連署の上、直ちに校長に届け出なければならない。 (休学) 第 22 条 休学しようとする者は、その理由を具し、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。ただし、病気による場合には、別に医師の診断書を添えなければならない。 2 校長は理由を相当と認めるときは、休学を許可することができる。 3 休学の期間は 3 か月以上 1 年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、その期間を延長することができる。 (復学) 第 23 条 休学中の者が復学しようとするときは、その理由を具し、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。ただし、病気による休学の場合には別に医師の診断書を添えなければならない。	○鹿屋市立高等学校学則 平成 18 年 1 月 1 日教育委員会規則第 15 号 (誓約書) 第 19 条 入学を許可された者は、入学後 10 日以内に保護者<u>及び保証人</u>連署の上、誓約書（別記第 2 号様式）を校長に提出しなければならない。 2 保護者は、次の資格を有するものでなければならない。ただし、校長において不適当と認めるときは、これを変更させることができる。 (1) 本人の父母、兄弟、後見人又は縁故者 (2) 成年者で独立の生計を営むもの <u>3 保証人は、成年者で独立の生計を営むものでなければならない。ただし、校長において不適当と認めるときは、これを変更させることができる。</u> <u>4</u> 保護者<u>又は保証人</u>を変更したときは、第 1 項に準じて誓約書を提出しなければならない。 <u>5</u> 生徒、<u>保護者又は保証人</u>の住所氏名等に変動があったときは、保護者連署の上、直ちに校長に届け出なければならない。 (休学) 第 22 条 休学しようとする者は、その理由を具し、保護者<u>及び保証人</u>連署の上、校長に願い出なければならない。ただし、病気による場合には、別に医師の診断書を添えなければならない。 2 校長は理由を相当と認めるときは、休学を許可することができる。 3 休学の期間は 3 か月以上 1 年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、その期間を延長することができる。 (復学) 第 23 条 休学中の者が復学しようとするときは、その理由を具し、保護者<u>及び保証人</u>連署の上、校長に願い出なければならない。ただし、病気による休学の場合には別に医師の診断書を添えなければならない。

改正後		改正前																																																	
第2号様式（第19条関係）		第2号様式（第19条関係）																																																	
誓約書 このたび貴校へ入学を許可されました上は、校則及び諸規則をよく守り生徒としての本分に反しないことを誓います。 生徒氏名 上記の者の在学中は、校則及び諸規則を守らせ、本人の身上に関する一切の責任を引き受けます。また、在学中（入学から3年間）に生じた授業料（鹿屋市立高等学校授業料等徴収条例第1条及び第2条により本人が負担する授業料）の納付について、本人と連帯して保証することを誓います 年 月 日 生徒氏名 保護者氏名 鹿屋市立鹿屋女子高等学校長 様 <table><tr><td rowspan="2">生徒</td><td>ふりがな氏名</td><td></td><td>年 月 日生</td></tr><tr><td>現住所</td><td colspan="2">〒</td></tr><tr><td rowspan="3">保護者</td><td>ふりがな氏名</td><td></td><td>年 月 日生</td></tr><tr><td>現住所</td><td colspan="2">〒</td></tr><tr><td>生徒との関係</td><td colspan="2"></td></tr></table> 注1）生徒及び保護者欄は、それぞれ自署すること。 注2）保護者は、鹿屋市立高等学校学則第19条第2項の各号に該当する者とする。		生徒	ふりがな氏名		年 月 日生	現住所	〒		保護者	ふりがな氏名		年 月 日生	現住所	〒		生徒との関係			誓約書 生徒氏名 このたび貴校へ入学を許可されました上は、生徒としての本分に反しないことを誓います。 本人に関する一切の責任は、保護者及び保証人において引き受けます。 年 月 日 生徒氏名 印 保護者氏名 印 保証人氏名 印 （自筆の場合、押印不要） 鹿屋市立鹿屋女子高等学校長 氏 名 様 <table><tr><td rowspan="2">生徒</td><td>ふりがな氏名</td><td></td><td>年 月 日生</td></tr><tr><td>現住所</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="2">保護者</td><td>ふりがな氏名</td><td></td><td>年 月 日生</td></tr><tr><td>現住所</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="3">保証人</td><td>生徒との関係</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>ふりがな氏名</td><td></td><td>年 月 日生</td></tr><tr><td>現住所</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="2">保証人</td><td>生徒との関係</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>現住所</td><td colspan="2"></td></tr></table>		生徒	ふりがな氏名		年 月 日生	現住所			保護者	ふりがな氏名		年 月 日生	現住所			保証人	生徒との関係			ふりがな氏名		年 月 日生	現住所			保証人	生徒との関係			現住所		
生徒	ふりがな氏名			年 月 日生																																															
	現住所	〒																																																	
保護者	ふりがな氏名		年 月 日生																																																
	現住所	〒																																																	
	生徒との関係																																																		
生徒	ふりがな氏名		年 月 日生																																																
	現住所																																																		
保護者	ふりがな氏名		年 月 日生																																																
	現住所																																																		
保証人	生徒との関係																																																		
	ふりがな氏名		年 月 日生																																																
	現住所																																																		
保証人	生徒との関係																																																		
	現住所																																																		

報告(1) 教育長の任命について

(教育総務課)

鹿屋市長が教育長を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を得る必要があるため、令和6年3月議会において市長が議案として提出したもの。

結果は全会一致で承認された。

1 任命予定者

氏 名 中野 健作 (なかの けんさく)
生年月日 昭和 28 年 6 月

略 歴
学 歴

昭和47年3月 鹿児島県立鶴丸高等学校卒業
昭和53年3月 熊本大学 理学部卒業

職 歴 等

昭和53年5月 鹿屋市立笠野原小学校教諭
平成6年4月 鹿児島大学教育学部附属中学校教頭
平成7年4月 鹿児島県教育庁教職員課主査
平成15年4月 鹿児島県教育庁教職員課主幹兼小中学校人事管理係長
平成17年4月 鹿児島県教育庁始良教育事務所長
平成19年4月 鹿児島県教育庁社会教育課長
平成20年4月 鹿児島県教育庁教職員課長
平成22年4月 鹿児島県総合教育センター所長
平成24年4月 鹿児島市立伊敷中学校校長
平成26年4月 鹿児島市吉野公民館長
平成27年4月 鹿屋市教育長 (現在)

2 任期

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで (3年間)

1	第2次鹿屋市総合計画について	議員名	政経クラブ (下本地議員)
【質問の要旨】 (1)本市には様々な歴史ある文化や芸能があり、文化に親しむ機会の充実や文化の継承も課題とされ「かのや歴史文化ミュージアム(仮称)」の設立を望む声もあるが、データ等を収集し設立を念頭に準備を行う考えはないか。			
【答弁の要旨】 ○鹿屋市には文化・歴史に関する様々な貴重な文化財があり、現在、棒踊りなどの民俗芸能の映像記録保存を行っている。その他、発掘調査で出土した埋蔵文化財は串良歴史民俗資料室に、王子遺跡から出土した遺物は王子遺跡資料館に、農機具などの民俗資料は輝北歴史民俗資料館に展示しており、文化財の普及啓発に努めている。 ○デジタル技術を使用したミュージアムについては、実物がなくてもタッチパネル操作で3D画像を観ることができたり、民俗芸能を紹介した映像を観ることができたりするなど様々な展示がある。 ○現在、教育委員会ではミュージアムそのものではないが、これまで収集している民俗芸能の映像記録や、足踏み脱穀機などの民具のデジタル資料化などに加え、今後予定している文化財の3次元処理したデータを基に、空き施設や空スペースなどを活用し、貴重な文化財を提供できるよう考えている。 ○また、令和6年度にリナシティかのやで開催予定の大隅総文祭事業において埋蔵文化財や民俗資料の展示に加え、新たに3次元データを使用した文化財の展示も予定しており、引き続き文化財のデジタル資料化を進めていく。			

2	教育行政について	議員名	政 経 クラブ (下本地議員)
【質問の要旨】			
(1) 本年 1月10日、文部科学大臣の来訪の理由とそれを受けての所感を示されたい。			
【答弁の要旨】			
○令和 6 年 1 月に文部科学大臣をはじめとする文部科学省職員 9 人、県教育長など 3 人の総勢12人が鹿屋中学校に来校され、子どもたちの日頃の活動や学校の教育活動の様子を見ていただけたことを大変うれしく、誇りに思ってる。			
○鹿屋中学校は、平成30年度から鹿児島県総合教育センター提携校として、鹿屋市及び大隅地区の実践研究の中核を担ってきており、毎年 2 月には「オープン・スクール」として研究公開を開催し、多くの参加者とともに授業力向上に向けた協議等を行っている。			
また、令和 3 年度には、文部科学省職員のオンライン研修会で、鹿屋中の生徒が講師を務め日頃の取組を発表の後、質疑応答を行ったり、令和 4 年度には、教育分野で最も権威ある表彰の一つである「第 6 回NITS大賞」で入賞を果たしたりするなど、教職員と生徒会が一体となった取組が評価されており、今年度は岡山県や大分県など県外の複数の教育委員会が視察に来られた。			
○文部科学大臣が来校された際は、本市の教育に関する情報交換を行い、生徒が主体的に学び合う英語と理科の授業を参観されたあと、生徒会の役員と一緒に給食を食べ、様々な意見交換や交流が図られた。			
○大臣から全生徒に向けて、「生徒の皆さんが、それぞれの授業でタブレットをうまく使ってくださっていて、とてもうれしかったです。これからも不思議だなと思ったり、興味をもったりしたことについて、自分で調べて勉強してほしいです。」というメッセージをいただいた。			
○生徒からは、「自分たちがこれまで取り組んできた生徒会活動や、先生方と一緒に授業改善を目指してきたことが認められてうれしい。」「直接大臣からほめていただけて自信がもてた。」などといった感想が聞かれた。			
○今回の訪問を通して、生徒や教職員が、これまでの生徒会活動や授業改善などの取組にさらに自信をもち、今後の活動への意欲を高めることにつながったと考える。貴重な機会をいただいたことに感謝すると同時に、より気を引き締めて、前向きに様々な教育活動に取り組んでいく。			

3	教育行政について	議員名	会 派 黎 明 (安田議員)
【質問の要旨】 (1) 本市における不登校児童生徒は、年々増加している中、現状とその課題はどのようなものがあるのか。また、それらの課題解決に向けた取組と支援体制の評価、分析及び新たな不登校児童生徒を発生させないための取組について示されたい。			
【答弁の要旨】 ○令和4年度に年間30日以上欠席した、本市の不登校児童生徒は、小学校46人、中学校150人、計196人となっており、令和3年度と比べて79人増加している。 ○1,000人当たりの不登校児童生徒数で見ると、全国31.7件、県28.5件であり、本市は20.6件と、決して高い状況ではない。 ○不登校の要因としては、無気力や不安、人間関係のもつれ、学習の遅れ等に加え、一部ではあるが、学校や教職員との関係によって不登校となることもある。 ○本市では、不登校児童生徒への支援として「心の架け橋プロジェクト」事業を中心に実施しており、児童生徒や保護者への相談体制の充実を図るために、マイフレンド相談員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを学校や家庭に派遣している。児童生徒の学習の場であり、居場所づくりとしての「教育支援センター」を設置し、マイフレンド指導員が対応している。 ○各学校においては、管理職や生徒指導主任、養護教諭を含めた組織としての対応をするとともに、不登校児童生徒の居場所づくりとしての支援ルーム設置、学級担任をはじめ、全教職員のきめ細かな連絡及び訪問等を行っている。 ○一方、不登校児童生徒への支援だけでなく、新たな不登校児童生徒を予防する対策として、各授業における一人一人へのきめ細かな配慮、欠席3日以内の積極的な初期対応、各種相談機関等の周知、年5回以上の実態調査、年3回以上の教育相談等に取り組んでいる。また、仲間作りのための「構成的グループエンカウンター」を年6回以上実施しており、それらの取組については、文部科学省をはじめ、他県、他市町より視察や、情報提供の依頼を受けている。 ○このような取組の効果等については、本市の1,000人当たりの不登校児童生徒数が、全国や県よりも、低い水準を保っていることから、一定の効果は見られていると認識している。 ○コロナ禍において、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化し、不登校児童生徒が増加する中、本市においても対応に苦慮している現状がある。今後、これまでの取組を見直し、強化することに加え、児童生徒がより安心して学べる学校という原点に帰り、新たに効果的な取組を実施していかなくてはならないと強く感じている。			

4	教育行政について	議員名	会 派 黎 明 (岩松議員)
【質問の要旨】 (1) 令和３年に国の通学路緊急合同点検要請を受け、本市の交通安全対策の取組の現状と課題を示されたい。また、早急な対策必要箇所の改善を行うため、国や鹿児島県、各関係機関への連携や対応の現状を示されたい。			
【答弁の要旨】 ○本市では、令和３年度に改定した通学路の安全確保に関する取組の方針である「<u>鹿屋市子どもの移動経路交通安全プログラム</u>」に基づき、児童生徒の通学路の安全確保に向けた取組を行って<u>る</u>。 ○その<u>取組の中心となるのは、「子どもの移動経路安全推進会議」による通学路合同点検であり、この会議は、小学校長代表者やPTA代表者、警察、大隅河川国道事務所や県大隅地域振興局及び鹿屋市等を含めたメンバーで構成されている。合同点検の具体的な手順としては、各学校のスクールゾーン委員会等から寄せられた危険箇所について、現地での合同点検を行った後、それぞれの危険箇所についての対策を関係機関等に依頼する。</u> ○令和３年の千葉県八街市の事故を受けて実施した通学路緊急合同点検では、鹿屋市内で97箇所の危険箇所を把握し、必要な対策について、各関係機関に依頼し、<u>現在までに、対策必要箇所97箇所のうち、本市の対策担当分については、すべて対策済となっている。残る外部機関担当分の数件についても、現在取り組み中となっている。</u> ○今後も学校や保護者、関係課及び関係機関との連携を図りながら、危険箇所の情報共有と具体的対応に努め、児童・生徒の登下校時の安全確保に取り組んでいく。			

5	図書館の指定管理制度について	議員名	市 民 ク ラ ブ (米永議員)
【質問の要旨】 ○図書館は地元の文化を担う公共の施設である観点からも次期指定管理の公募に向け地元の団体が参加できるよう仕掛け作りが出来ないか。 (1) 指定管理者制度の金額、内容、必要人員について示されたい。 (2) 市が考える『あるべき図書館の姿』はどのようなものか述べられたい。 (3) 利益を生まない図書館の指定管理者制度の効果をどのように把握し、分析しているのか示されたい。 (4) 官製ワーキングプアが発生しやすいと言われる指定管理者の就労体系だが、従業員の就労状況や労働条件をどのように把握するのか。 (5) 地元指定管理料を落とし、市内でお金が回る仕組みを造るべきだと考えるが当局の考えを示されたい。			
【答弁の要旨】 ○図書館の指定管理について、<u>指定管理者を公募する際の委託料基準額は、指定管理期間である5か年で266,849千円、必要な職員数は13名（職員2名、嘱託8名、パート3名）</u>です。 ○業務内容については、電子図書館に係る周知、読書グループの育成・連絡会の開催、図書館エッセイコンテスト等の読書推進を図るためのイベント実施、移動図書館車の巡回、貸出文庫等の配本に関する業務等の図書館運営・管理業務全般です。 ○将来的な観点から図書館像を考えると、市民に役立つ情報発信の拠点及び、市民参加での図書館づくりを目指す必要があると思っており、「あるべき図書館の姿」は次の3点と考えている。 ○<u>1点目は、市民に開かれた役に立つ図書館</u>です。利用者及び市民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座等を主催、または関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、その活動環境の整備に努め、広報紙やインターネット、SNS等を活用した情報発信を行い、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開が大切。 ○<u>2点目には、レファレンスサービスの充実と利用の促進</u>です。利用者が求めている資料を的確に探し出し、短時間で調査の回答を得るためには、レファレンスサービスの活用が不可欠で、貸し出しサービスのみを優先することなく、インターネットや商用データベース等の活用にも留意しつつ、その利用を促進するような体制と環境整備が大切。 ○<u>3点目には、市民の文化的欲求に対応した施設としての役割</u>です。これからの図書館は、市民の読書への支援だけではなく、音楽・映画等文化芸術活動など多様な文化的欲求に対応するとともに、癒しの場としての環境整備が大切だと考える。 ○<u>指定管理者制度の効果については、指定管理者制度導入により資格を有する図書館司書8名の配置によるサービス向上や、全国の図書館と繋がっており、コンクール等の充実による児童生徒の学びの深化などと伴に、導入前と比較し、コスト削減につながったと認識している。</u>図書館職員対応やサービス等について、アンケートや窓口での苦情等は、届いておらず、指定管理者の図書館運営について、一定程度の評価をいただいております。市民にとって良好な図書館運営がなされているものと判断している。			

○図書館の指定管理者に示した基本的な就労条件・状況等の把握については、指定管理者から提出される月例報告や毎年行っているモニタリングを実施し、図書館運営について点検確認を行っている。具体的な労使間の雇用契約等については、指定管理者が行うことであると認識している。 ○指定管理者制度は、多様化する市民サービスにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用し市民サービスの向上や事務の効率化等を図ることを目的としており、<u>図書館の指定管理者については、有資格者の確保や経営のノウハウなど、市民サービスを安定的に実施できることがとても重要であり、選定については、公募を行い鹿屋市指定管理者候補者選定委員会により選定している。</u> ○図書館の指定管理に興味関心のある地元の事業所や読書グループなどがあれば連携を図り、意見交換等を行っていきたいと考えている。 ○現在の指定管理者は地元業者ではないが、指定管理業務仕様書において、職員を地元採用に努めるように指示しており、現在13名中11名は地元採用者であり、他2名についても鹿屋市に居住している。
--

6	オーガニック（有機農業）の推進について	議員名	市民クラブ （松野議員）
【質問の要旨】 (1) 保護者に対してオーガニック給食の是非について意識調査を実施する考えはないか。 (2) 手始めに吾平学校給食センターからパイロット的に始めることは可能だと考えるが見解を示されたい。			
【答弁の要旨】 ○学校給食の食材については、学校給食衛生管理基準に基づき、添加物の少ない物を使用したり、地元産の食材を使用したりするようにしており、安全安心な給食の提供に努めている。 ○<u>市内で生産された有機農産物を、学校給食食材として使用することは、地産地消に繋がるほか、食育の観点などからも、良い取組ですが、現在、鹿屋市の学校給食センターで、使用する食材の必要量が多く、有機農産物の安定的な確保や価格面などで課題があり、オーガニック給食の導入は、難しい現状にあると考えている。</u> ○<u>このようなことから、オーガニック給食の是非についての意識調査や、吾平学校給食センターでのパイロット事業的な取組は、難しいと考えている。</u>			

7	音楽教育の推進について	議員名	政 伸 クラブ (岡元議員)
【質問の要旨】 (1)小学生・中学生の感受性を高め、社会性や協調性を向上させる情操教育の一環として、特にクラシック音楽の視聴を導入することへの教育長の見解と今後の取組を示されたい。			
【答弁の要旨】 ○高度情報化社会が大きく進展し、人間関係の希薄さが問われている中、心豊かでみずみずしい感性をもった子どもを育てることは、極めて大切であり、情操教育の充実は、益々重要になってきていると認識している。 ○情操教育については、例えば、・感動を伴う本との出会い、音楽や絵画など優れた芸術作品等の鑑賞 ・田植え体験や登山などの自然体験学習 ・こども会活動など異年齢集団による切磋琢磨 など様々な活動がある。 中でも、読書活動やクラシック音楽などの芸術鑑賞については、情操教育の中核になるものであり、優れた文化や心豊かな人物、感動を伴う芸術等との出会いが、学校教育を始めあらゆる場でなされなければならないと考えている。 ○少し昔の例ですが、昭和47年9月16日、時の皇太子・美智子妃の両殿下は鹿児島盲学校を訪問されました。太陽国体の時です。お二人は校長の案内で各教室をお回りになり、最後に、4年生の国語の教室に入られました。 そこでは椋鳩十先生の『栗野岳の主』（大きないのしし）の勉強中でしたが、『大きなきばに月光を受けて…』という教科書の文章に、全盲の児童が『先生、月の光ってどんな光ですか。』と質問しました。 ○先生は、目の見えない子どもの質問に少し戸惑いましたが、『ことばで言ってもよくわからないから5年生の理科の時間で勉強します。』と答えられました。その後、何事もなく両殿下は教室を去られ、視察は終わりました。 それから2ヶ月後の11月、美智子妃殿下は、再び、鹿児島を訪問されました。その折、宿舎のホテルで『このレコードを盲学校の生徒さんに差し上げてください。』と、時の金丸知事に託されました。それは、ドビッシューのLPレコードで、耳で聞く『月の光』月光をプレゼントされたのでした。 ○見ることも、触ることもできない月の光を、クラシック音楽の持つ力を通して、純粹で輝きに充ちた子どもたちの心に届けられたのでした。人の優しさ、心に届く優れた音楽、こういうものが大人も含めて感動を呼び、心の糧となり、豊かな人生に繋がるのだと考えている。 ○現在学校では、毎日の朝の読書活動、教科書にある作者の他の本を始め、幅広いジャンルに親しむ「並行読書」等をおこなったり、家庭やPTAと一緒に「親子の20分間読書」運動などを行ったりしている。 ○また、音楽の授業では、クラシック音楽等の鑑賞を全ての学年で発達段階に添って計画的に学習しているが、例えば4年生では年間7曲程度を計画的に学習するよう位置付けられており、曲の構造や背景、自分なりに感じたことをまとめる活動などをと			

おして、豊かな心や感性を育んでいる。

○その他、芸術鑑賞として演奏者を学校に招き、本物の音楽に子どもたちが触れる機会も設けたり、登校時や給食時間、作業時間等にクラシック音楽を流したりしていますが、自分たちのリクエストによる曲を流している学校もある。

○クラシック音楽の普及や市民への芸術鑑賞の機会提供として、ロビーコンサートを市役所で定期的に行っており、新たな取組として、文化会館では地元の楽団を育成し、楽団作曲の演奏会を定期的に行う予定もあり、今後も良書やクラシック音楽など、豊かな文化芸術に親しむことができるよう、ICTなどを含め学習環境を整え、心豊かで思いやりのある子どもたちの育成に努める。

8	教育行政について	議員名	中馬議員
【質問の要旨】 (1)本市における教職員の時間外勤務の現状を示されたい。 (2)教職員の欠員状況とその補充状況を示されたい。			
【答弁の要旨】 ○文部科学省が示す月の時間外勤務時間の上限45時間に対して、本市における令和5年度の1月末までの時間外勤務の月平均時間は、<u>小学校で33時間2分、中学校で37時間4分、平均すると34時間36分となっている。令和4年度の同時期の平均と比較すると、1時間ほど短くなっており、各学校において業務改善が進んでいると認識している。</u> ○教職員の欠員状況等について、学級数を基に定められている<u>担任等の教員数、いわゆる基礎定数は、小・中学校合わせて524人（小学校334人、中学校190人）となっており、年度当初から、全て配置されている。</u> ○小・中学校で<u>特定の教科や領域を指導する加配教員については、県から示された66人に対して55人が配置され、小学校で10校10人、中学校1校1人の計11人が、現在も未配置のままとなっている。</u> ○また、<u>年度途中における育児休業や病気休暇、自己都合退職は、小学校で7校9人、中学校で7校10人おり、そのうち代替の教員として小・中学校ともにそれぞれ6人の配置があり、現在、小学校で3校3人、中学校で4校4人が未配置となっている。</u> ○教職員の確保については、県教育委員会や大隅教育事務所において懸命に努力されており、教育委員会としても、市役所や警察、消防等の家族に教員免許状の保有者がいないかの確認をしたり、校長に対しても、地域住民等も含め、教員免許状の保有者の調査を依頼したりするなど、人材確保のための情報収集に努めている。			

9	教育行政について	議員名	中馬議員
【質問の要旨】 (3)各学校においては教育課程を作成するが、市教委は作成に当たってどのような指導をしているか示されたい。			
【答弁の要旨】 ○各学校において作成する教育課程は、学校教育目標を達成するための授業時数や指導内容等を定めた総合計画であり、児童生徒の成長を支える学校教育の基本となるもの。 ○<u>教育課程の作成に当たっては、まず、公教育の視点から全国的に一定の教育水準を確保するために、学校教育に関する各種法規や学習指導要領等に則って計画する必要がある。</u> ○<u>次に、地域や児童生徒の発達段階等の実態を基に、各学校が創意工夫して教育課程を編成する必要がある。</u> <u>さらに、本市の全ての子どもたちの成長のために必要な「構成的グループエンカウンター」や「フッ化物洗口」など、全ての学校で実施する内容について教育課程にしっかりと位置付ける必要がある。</u> ○教育委員会としては本市で実施すべき教育内容や留意事項等について整理し、各学校がよりよい教育課程が編成されるよう、今後も指導していく。			

10	農林業の振興について	議員名	児玉議員
【質問の要旨】 (1)日本の食文化の代表ともいえる米とお茶の消費量が減少しているが、和食文化を次世代へと継承するために、学校給食の米飯の日に合わせ、子どもたちにお茶の提供はできないか。			
【答弁の要旨】 ○本市では、ユネスコ無形文化遺産にも登録されている「和食」を日ごろから学校給食の献立に取り入れるだけでなく、箸の正しい持ち方をはじめ、和食の素晴らしさなどについて学習する場を設けている。 また、11月24日の「和食の日」にちなみ、給食だよりや献立で和食の魅力を伝えるなど、食育の面でも和食文化に触れる取組を行っている。 ○<u>学校給食におけるお茶の利用については、新茶の時期の献立として、「衣にお茶を混ぜた、ちくわのお茶揚げ」や「お茶入りふりかけ」など鹿屋産茶葉を使ったものを、学校給食で提供している。</u> ○また、家庭科の授業の学習指導要領に基づいて、小学校は、ご飯やみそ汁などの基本的な和食の調理を、中学校では、郷土料理や行事食などの食文化について理解し、地域の食材を用いた煮魚やつみれ汁などの和食の調理をとおし、和食文化についての理解を深めている。 ○<u>小学校では、茶業関係団体の方によるお茶に関する講話やお茶の淹れ方体験を行う、県主催の「お茶とのふれあい事業」により、お茶の美味しさを伝える授業も行っている。</u>さらに、鹿屋女子高等学校では、茶道部をはじめ、選択制の授業において、茶道や華道などの日本の伝統的な生活文化をとおし、和の文化を学んでいる。 今後も、さまざまな教育活動のなかで、和食文化を次世代へと継承するため、先進事例の情報収集を行うとともに、学校給食での紙パックのお茶の活用を含め、和食文化に触れる機会を設けていくよう努める。			

11	文化振興について	議員名	原田議員
【質問の要旨】 (1)戦後 80 年を迎えるに当たり、昭和を中心とした「歴史・民俗史・生活史」の保存活動と啓発に取り組む考えはないか。			
【答弁の要旨】 ○昭和という時代は、戦前、戦中、戦後を経て復興の名のもとに、めまぐるしい経済成長を遂げ、生活様式などが大きく変化した歴史上大きな転換期であると認識している。 ○<u>教育委員会では、本市の歴史・文化を伝承するため貴重な文化的資料の収集を行っており、昭和 30 年代頃まで使用された農機具や生活用具などの民俗資料については輝北歴史民俗資料館において展示・収蔵を行っている。</u> ○最近では毎年数件の歴史的資料の寄贈受け入れを行っており、資料の重要性等について当時の状況に詳しい方々などのお話を伺い、収集を行っているところですが、昭和時代をはじめ様々な年代の事情に詳しい方々が少なくなりつつある状況にある。 ○そのような状況の中、教育委員会としては棒踊りなどの民俗芸能において、高齢化や少子化に伴い指導者や後継者が少なくなるなどの課題があることから、令和元年度から芸能の映像記録保存を行っており、今年度は民俗芸能団体へのアンケート調査を行い詳細な状況を把握し、課題解決に向けて取り組んでいきたいと考えている。 ○<u>教育委員会としては、昭和をはじめ様々な年代の歴史的資料を収集することは歴史・文化の伝承にはとても重要なことであることから、今後は計画的に地域史に関する資料を所有する方々の把握等に努め、貴重な資料の保存並びに展示方法などについて検討していく。</u>			

報告(3) 鹿屋市立鹿屋中学校とLongmen中学校との協定式について

(学校教育課)

1 期間 令和6年3月16日(土)～3月19日(火)

2 渡航者

	職 名	氏 名
1	教育長	中野 健作
2	学校教育課長補佐	釘持 里美
3	学校教育課指導主事	山内 誠

3 目的

鹿屋市立鹿屋中学校とLongmen中学校との協定式
※ 鹿屋市立中学校初の協定

4 Longmen中学校について

※ 1600人規模
※ 台北市トップの公立高等学校への進学実績(1位)
※ 音楽等においてバイリンガル教育を実施



Longmen 中と鹿屋中の協定式



台湾協定小中学校との協議

5 日程

3/16(土)1日目	3/17(日)2日目	3/18(月)3日目	3/19(火)4日目
※移動日 ○教育長車出発 11:00…(桜島F) ○鹿児島中央駅集合 13:15…(改札前) ○鹿児島中央駅発 13:45… ※さくら558 ○博多駅着 ○夕食等 ○福岡空港発 19:00 ※スターラックス航空 ○桃園国際空港着 20:40 ○台北市内 FX ホテル	※協定小学校の学校訪問 遠隔協定校中心 ※かのやこどもPR大使 自主研修コース検討 ○忠烈祠訪問 ○Wanda 小訪問 ○故宮博物館訪問 ○Changan 小訪問 ○龍山寺訪問 ○台北101展望台訪問 ○国立台北教育大学教授 との懇親会 ○台北市内 FX ホテル	※Longmen 中学校協定式 ※国立台北教育大学訪問 ※協定小学校代表者会 ○協定式 ※鹿屋中リモート参加 ※生徒による学校紹介 ○国立台北教育大学訪問 次年度教育実習について ○台湾協定小中学校との 交流に関する協議会 ・遠隔交流 ・対面交流 ○協定小等合同夕食会 ○台北市内 FX ホテル	※協定小学校視察 ※次年度かのやこどもPR 大使受入校訪問 ○台北市内 F ホテル出発 8:00- ○マンダリン小学校訪問 キャンパスツアー 授業参観等 ○桃園空港発 14:45 ※スターラックス航空 (840便) ○福岡空港着 18:00 ○博多駅発 20:25 ※さくら567 ○鹿児島中央駅着 21:51

6 成果と課題

(1) 成果

ア 書面での協定小関係者全校と対面での協議を行うことができ、今後の継続的な交流を約束できた。
イ Longmen 中学校へは、国立台北教育大学附属小学校から多くの児童が進学しており、台湾大学等

への高い進学実績を有しており、鹿屋中学校英語科との対面・遠隔等での交流により授業改善が大いに期待できる。

ウ 本年度6校が訪問予定(オーケストラ等の音楽を通じたコラボレーションもリナシティで予定)

(2) 課題

ア 鹿屋市内全小中高等学校の協定(各校の主體的な気持ちをつくるための校内研修)

イ 受入時のホームステイ先の増(ホームステイ受入市民講座を開設)

ウ サスティナブルな事業継続にするための引継ぎ(ALT 及び JTE の市教委配置日設定)

報告(4) 鹿屋看護専門学校の看護師国家試験結果について

(学校教育課)

結果概要等

- ・本校からは3年生28人が受験し、27人が合格。(合格率96.4%)
- ・全国と比較すると、本校は高い合格率を維持しており、引き続き全員合格を目指して取り組んでまいりたい。

国家試験日： 令和6年2月11日(日)
合格発表日： 令和6年3月22日(金)14:00

本校	出願者数	受験者数	合格者数	合格率
R5年度卒	28人	28人	27人	96.4%

全国	出願者数	受験者数	合格者数	合格率
全体	63,931人	63,301人	55,557人	87.8%
新卒	58,215人	57,860人	53,903人	93.2%

第113回看護師国家試験の合格基準
必修問題及び一般問題を1問1点、状況設定問題を1問2点とし、次の①から②の全てを満たす者を合格とする。

① 必修問題 40点以上／49点
② 一般問題・状況設定問題 158点以上／250点 63.2%

【鹿屋看護専門学校 国家試験合格者数】(過去10年度)

令和6年3月22日現在

年度 期生	受験者 総数	合格者数			合格率	不合格者	備考	全国合格率 (全体)	
		計	女性	男性					
H26年度 5期生	28 人	28	26	2	100.0%			第104回	90.0%
H27年度 6期生	28 人	28	22	6	100.0%			第105回	89.4%
H28年度 7期生	27 人	26	22	4	96.3%	男性 1 人	H29年度合格	第106回	88.5%
H29年度 8期生	30 人	30	24	6	100.0%			第107回	91.0%
H30年度 9期生	29 人	28	24	4	96.6%	女性 1 人	R 元年度合格	第108回	89.3%
R元年度 10期生	24 人	23	19	4	95.8%	女性 1 人	R 2 年度合格	第109回	89.2%
R 2 年度 11期生	23 人	20	17	3	87.0%	女性 1 人 男性 2 人	R 3 年度合格 R 3 年度合格	第110回	90.4%
R 3 年度 12期生	29 人	29	22	7	100.0%			第111回	91.3%
R 4 年度 13期生	25 人	25	19	6	100.0%			第112回	90.8%
R 5 年度 14期生	28 人	27	22	5	96.4%	女性 1 人		第113回	87.8%
計 (H26～R5)	271 人	264	217	47	97.4%			89.8%	
過年度卒業者 合格者数		8	4	4	100.0%	H22年度 (2 人) ・ H28年度 (1 人) H30年度 (1 人) ・ R元年度 (1 人) R 2 年度 (3 人)			
総計 (H22～R5)	382 人	381	308	73	99.7%				

★3年課程になってからの卒業生総数382人中、381人が看護師国家試験を合格

1 教育委員会諮問

社会教育を基盤とした『まちづくり』のために
～「人づくり・つながりづくり・地域づくりの検討～」

2 諮問内容の主旨

(1) 目的

ア 鹿屋市第3期教育振興基本計画

＜基本理念＞ 未来を担う心豊かでたくましい人づくり

＜基本目標＞ 一人ひとりの個性が輝き活躍できる生涯学習社会の実現

イ 社会教育施策における現状と課題

○ 地域における社会教育には、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える取組に資することがより一層期待されている。

○ 本市でも、多くの住民の主体的な参加を得て、様々な社会教育関係団体等との連携協力と幅広い人材の支援による社会教育を推進し、ネットワーク型行政の実質化に正面から取り組み、人づくり・つながりづくりを通じた地域づくりの基盤を、首長部局等とともに構築していくことが大切である。

3 提言

- (1) 若者や現役世代、外国人など、一般的に地域における社会教育への参加が少ない層を含め、今後、学びや活動へのより多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化していく必要がある。
- (2) 社会教育主事等の専門的人材に加え、地域において様々な分野で活動する多様な人材等も含め、分野を超えた連携体制を構築し、地域の社会教育が抱える課題等の共通の問題について協働して解決・改善に当たる環境を整備する必要がある。
- (3) 地域に対する帰属意識等を喚起するには、学びを通じた人づくり、つながりづくりの視点を様々な主体の活動の中に積極的に組み込んでいくとともに、住民の主体的参画を進めるためには、地域づくりに熱意をもって取り組んできた様々な分野の人材を社会教育の新たな担い手として積極的に巻き込んでいくことが必要である。

4 審議会経過

年度	回	期日	内容	会議形式
令和4年度	第1回	6月30日 (木)	○主要施策概要説明 ○諮問内容提示	全体会
	第2回	11月8日 (火)	○テーマ研究（現状と課題） ○市社会教育功労者等表彰協議	①分科会 ②全体会
	第3回	1月31日 (火)	○諮問内容に係る具体策の研究	分科会
令和5年度	第4回	5月24日 (水)	○各班具体策についての全体協議 ○提言原案作成（分科会案）	①全体会 ②分科会
	第5回	12月20日 (水)	○提言原案作成（分科会案） ○提言原案作成（全体協議）	①分科会 ②全体会
	第6回	2月15日 (木)	○提言まとめ ○今後の課題等	全体会

5 その他

令和4年度から令和5年度までの2年間の委嘱（委員 20人）

1 教育委員会諮問

開かれつながる公民館運営のために
～これからの社会教育施設が果たす役割～

2 諮問内容の主旨

(1) 目的

ア 鹿屋市第3期教育振興基本計画

＜基本理念＞ 未来を担う心豊かでたくましい人づくり

＜基本目標＞ 一人ひとりの個性が輝き活躍できる生涯学習社会の実現

イ 社会教育施策における現状と課題

- 「人生100年時代」、「超スマート社会(Society5.0)」に向けて社会が大きな転換点を迎えるに中であって、生涯学習の重要性は一層高まっている。一人ひとりが生涯を通して学ぶことの出来る環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組みが行われている。
- 本市においても人口減少・高齢化が進行していく中、子どもから高齢者まで誰もが安心して快適に暮らせる環境形成を推進しながら、市民一人ひとりの学びを大切にするとともに、学びの成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指す必要がある。
- 学びへの参加のきっかけづくりの推進と子どもの成長を見守り共有する地域づくりについて焦点をあてた、開かれつながる公民館運営が求められている。

3 提言

- (1) ア 市民の主体的な学びや活動のきっかけづくりのために、地域の実情等も踏まえて工夫を凝らした講座設計をする必要がある。
- イ 公民館はこれまで培ってきた地域との関係を活かし、地域の実情に応じて学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる地域拠点を目指す必要がある。
- (2) ア 子どもたちが地域の多様な世代と関わりを持つための工夫が必要である。
- イ 地域学校協働活動の活性化と持続可能な運営を図る必要がある。

4 審議会経過

年度	回	期日	内容	会議形式
令和4年度	第1回	7月21日 (木)	○各公民館・学習センター等の事業概要の説明 ○諮問事項の提示	全体会
	第2回	2月21日 (火)	○諮問内容に係る具体策の研究 ○提言原案作成(分科会案)	①全体会 ②分科会
令和5年度	第3回	7月19日 (火)	○諮問内容に係る具体策の研究 ○提言原案作成(分科会案)	①全体会 ②分科会
	第4回	2月20日 (火)	○答申のまとめ ○今後の課題等	全体会

5 その他

令和4年度から令和5年度までの2年間の委嘱(委員 15人)

1 目的

鹿屋市串良町の岡崎古墳群及び肝属町、東串良町、大崎町の古墳等を巡ることで、大隅半島の歴史を学びながら文化財保護の意識向上を図る。

2 開催日時

令和6年3月26日(火) 13:30～16:30

3 対応職員

文化財センター：河野次長、郷原主事、求文化財調査員

4 参加者

(1) 人数

18名

(2) 年齢構成

10代：2名(男性2) 30代：1名(男性1) 40代：1名(男性1)

50代：3名(男性1、女性2) 60代：4名(男性1、女性3)

70代：4名(男性1、女性3) 80代：3名(男性1、女性2)

5 ツアーコース

13:15 串良ふれあいセンター(資料室見学)

13:30 岡崎古墳群(串良町)

14:30 塚崎古墳群(肝付町)

15:00 唐仁古墳群(東串良町)

15:35 横瀬古墳(大崎町)

16:30 串良ふれあいセンター(解散)

6 参加者の感想

○古墳について勉強できて良かった。大隅半島にたくさんの古墳があることを知らなかったのも、体験できたことはとても貴重な時間になった。

○近くに古墳があるのを知らなかった。初めて古墳めぐりをしたが、詳しく説明してもらえてよかった。天気も良くなり、楽しいバスツアーだった。

○地元にいながらなかなか古墳めぐりはできていなかった。楽しく参加できた。

○子どもが参加しているのを見て、若いときに実地で学ぶことは大切だと思った。

7 写真

(1) 串良歴史民俗資料室



(2) 岡崎古墳群 (鹿屋市串良町)



(3) 塚崎古墳群 (肝付町)



(4) 唐仁古墳群 (東串良町)



(5) 横瀬古墳 (大崎町)

